

# 違反審判規程

法務省入国管理局



第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	管轄及び移管	2
第4条	事件の配分	3
第5条	審査等の期日	4
第6条	審査等の併合	4
第7条	必要な調査	4
第8条	審査等に関する調書等	5
第9条	外国語の使用等	5
第10条	入国警備官に対する協力依頼	6
第11条	審査等の指揮	6
第12条	証拠資料の取調べ	6
第13条	証拠資料の取調べの申出	6
第14条	証拠資料の領置及び還付	7
第15条	退去強制対象者の該当性の認定に伴う措置	8
第16条	口頭審理請求の放棄等	8
第17条	入国審査官の告発	8
第18条	口頭審理の請求等	9
第19条	代理人	9
第20条	立会人	9
第21条	証人尋問の申出	10
第22条	証人の出頭要求	10
第23条	証人尋問	10
第24条	口頭審理請求の取下げ	11
第25条	判定に伴う措置	11
第26条	異議の申出の放棄等	11
第27条	異議の申出	12
第27条の2	事実の調査	13
第28条	異議の申出の取下げ	13
第29条	出国命令書の交付	13

第30条 収容令書の発付	13
第31条 収容令書の有効期間	14
第32条 収容期間の延長	14

## 別記様式

別記第1号様式 審査期日通知書	15
別記第2号様式 審査調書	16
別記第2号様式の2	17
別記第3号様式 口頭審理調書	18
別記第3号様式の2	19
別記第3号様式の4 別紙目録(甲) 口頭審理期日において調べた証拠資料	20
別記第3号様式の5 別紙目録(乙) 口頭審理期日において調べた証拠物	21
別記第4号様式 供述調書	22
別記第4号様式の2	23
別記第5号様式 領置調書	24
別記第6号様式 領置物件目録書	25
別記第7号様式 領置物件還付請書	26
別記第8号様式 所有権放棄書	27
別記第9号様式 告発書	28
別記第10号様式 証人尋問調書	29
別記第10号様式の2	30
別記第11号様式 宣誓書	31
別記第12号様式 口頭審理請求・異議申出取下書	32
別記第13号様式 異議申出書類送付書	33
別記第15号様式 収容期間延長請求書	35

## 違反審判規程

平成18年6月13日施行

### (目的)

**第1条** この規程は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「規則」という。）に規定する退去強制手続及び出国命令手続に関する入国審査官，特別審理官及び主任審査官の職務の執行について，その適正を期することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 退去強制事由 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者にあつては同法第9条第1項各号に規定する事由，その他の外国人にあつては法第24条各号に規定する事由（法附則第4項により同条第1号に該当するとみなされる場合を含む。）及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）附則第4項により従前の例によることとされている旧外国人登録令（昭和22年勅令第207号）第16条第1項各号に規定する事由をいう。
- (2) 容疑者 退去強制事由に該当すると思料される外国人をいう。
- (3) 退去強制対象者 法第24条各号のいずれかに該当し，かつ，出国命令対象者に該当しない外国人をいう。
- (4) 出国命令対象者 法第24条第2号の3，第4号ロ又は第6号から第7号までのいずれかに該当する外国人で法第24条の3各号のいずれにも該当するものをいう。
- (5) 事件 容疑者に係る違反事件をいう。
- (6) 証拠資料 退去強制対象者及び出国命令対象者の該当性を判断する根拠となる資料をいう。
- (7) 違反調査 法第5章第1節に規定する違反調査をいう。

- (8) 引渡し 法第44条に規定する引渡しをいう。
- (9) 法第55条の2の規定による引継ぎ 法第55条の2第1項に規定する引継ぎをいう。
- (10) 法第63条の規定による引継ぎ 法第63条第1項に規定する違反調査の結果、容疑者が法第24条各号の一に該当すると疑うに足りる理由があるときに、入国警備官から入国審査官に事件を移行する手続をいう。
- (11) 審査 法第45条及び法第55条の2第2項に規定する審査をいう。
- (12) 認定 法第47条第1項から第3項までに規定する認定をいう。
- (13) 口頭審理 法第48条に規定する口頭審理をいう。
- (14) 代理人 法第48条第5項において準用する法第10条第3項に規定する代理人をいう。
- (15) 立会人 法第48条第5項において準用する法第10条第4項の規定に基づき口頭審理に立ち会う者をいう。
- (16) 審問 入国審査官が審査において容疑者に対して、特別審理官が口頭審理において容疑者又は代理人に対して、それぞれ行う聴聞をいう。
- (17) 証人尋問 法第48条第5項において準用する法第10条第5項の規定に基づき証人に対して行う尋問をいう。
- (18) 判定 法第48条第6項から第8項までに規定する判定をいう。
- (19) 異議の申出 法第49条に規定する異議の申出をいう。
- (20) 地方入国管理局等 地方入国管理局及び地方入国管理局の支局をいう。
- (21) 事実の調査 法第59条の2に規定する事実の調査のうち、法第50条第1項に係るものをいう。

### (管轄及び移管)

**第3条** 審査又は口頭審理（以下「審査等」という。）は、容疑者の引渡し、法第55条の2の規定による引継ぎ又は法第63条の規定による引継ぎを受けた場合の違反調査をした入国警備官が所属する地方入国管理局等に所属する入国審査官又は特別審理官（以下「入国審査官等」という。）が行うものとする。

2 地方入国管理局等の長は、容疑者の居住地又は現在地の変更その他の事情を勘案して適当と認めるときは、審査等に係る事件を容疑者若しくは第6条に規

る他の地方入国管理局等に移管することができる。この場合においては、当該移管を受けた地方入国管理局等に所属する入国審査官等が、以後の審査等を行うものとする。

- 3 地方入国管理局等の長は、容疑者の居住地又は現在地を考慮して適当であると認めるときは、当該地方入国管理局等の出張所に所属する入国審査官等に、審査等を行わせることができる。

### (事件の配分)

- 第4条** 法第44条、法第55条の2第1項又は法第63条に規定する入国審査官は、地方入国管理局組織規則（平成13年法務省令第13号。以下「組織規則」という。）第7条第1項第13号及び第15号の2の事務をつかさどる首席審査官（前条第3項の場合にあっては、当該出張所の長。以下同じ。）とする。
- 2 前項の首席審査官は、休日その他自ら容疑者の引渡しを受けることができないときは、他の入国審査官に当該引渡しを受けさせることができる。この場合において、法第44条の適用については、当該入国審査官に容疑者の引渡しがなされたときに、前項の首席審査官に対する引渡しがあったものとみなす。
  - 3 第1項の首席審査官は、容疑者の引渡し、法第55条の2の規定による引継ぎ若しくは法第63条の規定による引継ぎを受けたとき又は前条第2項の規定により審査に係る事件の移管を受けたときは、入国審査官に事件を配分しなければならない。
  - 4 組織規則第7条第1項第16号の事務をつかさどる首席審査官は、口頭審理の請求があったとき又は前条第2項の規定により口頭審理に係る事件の移管を受けたときは、特別審理官に事件を配分しなければならない。
  - 5 第1項又は前項の首席審査官は、前2項の規定により事件の配分を受けた入国審査官等が事故その他やむを得ない事由により当該事件の審査等を終結することができなくなったときは、直ちに当該事件を新たな入国審査官等に配分して当該事件の審査等を引き継がせなければならない。

**(審査等の期日)**

- 第5条** 入国審査官等は、前条第3項から第5項までの規定により事件の配分を受けたときは、速やかに審査等を行わなければならない。ただし、第3条第2項の規定による移管がなされることその他の理由により速やかに審査等を行うことができない場合は、この限りでない。
- 2 入国審査官等は、前項ただし書きの場合は、当該理由がなくなった後、速やかに容疑者に対し、別記第1号様式による審査期日通知書又は規則別記第56号様式による口頭審理期日通知書により、審査等の日時及び場所を通知しなければならない。
- 3 入国審査官等は、審査等を行った日においてこれを終結することができない場合は、前条の規定による移管がなされるときを除き、容疑者に対し、審査期日通知書又は口頭審理期日通知書により、次回の審査等の日時及び場所を通知しなければならない。

**(審査等の併合)**

- 第6条** 入国審査官等は、複数の容疑者が夫婦、親子、兄弟姉妹等の親族関係、後見関係若しくは内縁等実質的に生活を共同にする関係にある場合又は同一団体の構成員である場合（以下「関連容疑者」という。）において、適当と認めるときは、当該関連容疑者につき併合して審査等を行うことができる。
- 2 入国審査官等は、関連容疑者につき併合して審査等を行う場合は、審問、証人尋問及び次条に規定する調査（以下「証拠調べ」という。）を共通にすることができる。

**(必要な調査)**

- 第7条** 入国審査官等は、容疑者が退去強制対象者若しくは出国命令対象者に該当しているかどうかを判断するため又は情状についての資料を得るため必要がある場合は、容疑者又は代理人以外の者から事情を聴取し（以下「事情聴取」という。）、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、証拠資料の翻訳又は鑑識を依頼し、その他の必要な調査を行うことができる。

**(審査等に関する調書等)**

- 第8条** 法第45条第2項又は法第55条の2第2項の審査に関する調書は別記第2号様式又は口頭審理の請求の有無その他の事情を勘案して別に定める様式による審査調書により、法第48条第4項の口頭審理に関する調書は別記第3号様式による口頭審理調書によりそれぞれ作成するものとする。
- 2 入国審査官等は、関連容疑者につき併合して審査等を行ったときはその旨及び入国審査官等が適当と認めて、容疑者の供述に代えて陳述書等の提出を許したときはその経緯を審査調書又は口頭審理調書（以下「審査調書等」という。）に記載するものとする。
- 3 入国審査官等は、事情聴取において必要と認めるときは、別記第4号様式による供述調書を作成するものとする。
- 4 入国審査官等は、審査調書等又は供述調書を作成したときは、供述した者にこれを閲覧させ（次条の規定により外国語を使用し又は通訳を介して口頭審理を行った場合を除く。）、又は読み聞かせて、誤りがない旨を申し立てたときは、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。

**(外国語の使用等)**

- 第9条** 入国審査官等は、審査等において適当と認めるときは、外国語を使用することができる。この場合においては、その旨を審問においては審査調書等に、事情聴取においては供述調書に、それぞれ記載するとともに、前条第4項の規定によりこれらを読み聞かせるに当たっては、当該外国語を使用しなければならない。
- 2 入国審査官等は、審査等において適当と認めるときは、通訳を介してこれを行うことができる。この場合においては、その旨を審問においては審査調書等に、事情聴取においては供述調書に、それぞれ記載するとともに、前条第4項の規定によるこれらの読み聞かせは通訳を介して行うものとし、供述した者が誤りがない旨を申し立てたときは、当該通訳にもこれらに署名をさせるものとする。
- 3 入国審査官等は、証拠資料たる書面を翻訳させた場合は、翻訳者をして翻訳文に署名をさせるものとする。

### **(入国警備官に対する協力依頼)**

**第10条** 入国審査官等は、審査等の遂行上必要があるときは、入国警備官に調査その他の協力を求めることができる。

### **(審査等の指揮)**

**第11条** 入国審査官等は、審査等に当たっては、証拠調べの手続が円滑に行えるよう、事務を整理するとともに、審査においては容疑者、口頭審理においてはこれに出席している者に対して、適切な指示をするものとする。

2 特別審理官は、口頭審理に出席している者（容疑者及び代理人を除く。）が前項の指示に従わないときその他口頭審理の適切な遂行の妨げになると認めるときは、その者に退出を命じることができる。

### **(証拠資料の取調べ)**

**第12条** 入国審査官等は、証拠資料の取調べを行うときは、書面についてはこれを容疑者に閲覧させ、読み聞かせ又はその要旨を告げ、証拠物についてはこれを容疑者に示すとともに、当該証拠物の記載内容が証拠となるものであるときは、その要旨をも告げるものとする。

2 入国審査官等は、証拠資料の取調べをしたときは、その都度、容疑者に対し、意見があるかどうかを確認し、当該容疑者が意見を述べたときは、これを審査調書等に記載するものとする。

### **(証拠資料の取調べの申出)**

**第13条** 入国審査官等は、審査においては容疑者、口頭審理においては容疑者又はその代理人が証拠資料の取調べを申し出たときは、その者に対し、当該証拠資料により明らかにしようとする事実（以下「立証事実」という。）について説明を求め、当該証拠資料の取調べを行うかどうかを決定するものとする。この場合において、入国審査官等は、当該立証事実が認定若しくは判定に影響し又は法第50条第1項の許可（以下「在留特別許可」という。）に当たり考慮されるべき重要な事情であるかどうかを勘案し、当該証拠資料の取調べを行

- 2 入国審査官等は、前項の申出があったときは、その旨、申出に係る立証事実、申出の採否及び申出を却下した場合は、その理由を審査調書等に記載しなければならない。

### (証拠資料の領置及び還付)

**第14条** 入国審査官等は、容疑者その他の者が任意に提出した証拠資料を領置することができる。この場合においては、別記第5号様式による領置調書を作成するとともに、別記第6号様式による領置物件目録書を作成してこれを提出者に交付しなければならない。

- 2 入国審査官等は、押収又は領置された証拠資料について押収又は領置の必要がなくなったときは、速やかに、これを提出者に還付しなければならない。ただし、当該証拠資料の所有者が所有権を放棄した場合は、この限りでない。

- 3 入国審査官等は、法第47条第1項、同条第2項、法第48条第6項、同条第7項、法第49条第4項（法第50条第3項の場合を含む。）、同条第5項の規定により容疑者が放免された場合、若しくは法第47条第5項、法第48条第9項若しくは法第49条第6項の規定により退去強制令書が発付された場合、又は法第55条の3第1項の規定により出国命令書がなされた場合において、違反調査又は審査等の過程において押収又は領置された証拠資料で未だ還付されていないものがあるときは、速やかに、これを提出者に還付しなければならない。ただし、当該証拠資料の所有者が所有権を放棄した場合は、この限りでない。

- 4 入国審査官等は、前2項により証拠資料を還付する場合は、規則別記第47号様式による押収物件目録書又は領置物件目録書の提出を求めた上、規則別記第48号様式による押収物件還付請書又は別記第7号様式による領置物件還付請書を徴しなければならない。

- 5 入国審査官等は、証拠資料の所有者が所有権を放棄する場合は、押収物件目録書又は領置物件目録書の提出を求めた上、別記第8号様式による所有権放棄書を徴するものとし、所有権が放棄された証拠資料は、その所属する地方入国管理局等又はその出張所（以下「地方入国管理官署」とい

う。)の長の承認を得て、これを処分することができる。

### (退去強制対象者の該当性の認定に伴う措置)

- 第15条** 入国審査官は、審査を終了したときは、速やかに認定をしなければならない。
- 2 入国審査官は、容疑者に対し法第47条第3項の通知をするに当たっては、認定の理由である事実の要旨を告げ、認定に服した場合の法律上の効果を説明し、認定に異議があるときは、当該通知を受けた日から3日以内に特別審理官に対して口頭審理の請求をすることができる旨を知らせなければならない。

### (口頭審理請求の放棄等)

- 第16条** 入国審査官は、前条第2項の通知をした場合において、容疑者が認定に服する旨を申し立てたときは、それに伴う法律上の効果を理解して意思を表示したものであることを確認した上、その旨を審査調書に記載するとともに、直ちに主任審査官に報告しなければならない。
- 2 主任審査官は、前項の報告を受けたときは、入国審査官をして、容疑者に規則別記第54号様式による口頭審理放棄書に署名をさせなければならない。
- 3 主任審査官は、容疑者が前項の口頭審理放棄書に署名をしたとき又は前条第2項の通知を受けた日から3日以内に口頭審理の請求をしなかったときは、速やかに退去強制令書を発付しなければならない。

### (入国審査官の告発)

- 第17条** 入国審査官は、法第63条第3項の規定により告発をする場合には、別記第9号様式による告発書に容疑者が罪を犯したと信ずるに足りる相当の理由があることを証する資料を添えて、所属する地方入国管理官署の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に対してこれをしなければならない。
- 2 前項の場合において、告発書に添付すべき資料が審査の遂行に欠くことのできないものであるときは、その旨を告発書に付記するとともに、当該資料に代え、その謄本、抄本若しくは写しを作成し又は写真を撮影して添付するものとする。

### (口頭審理の請求等)

**第18条** 法第48条第1項に規定する特別審理官は、審査をした入国審査官の所属する地方入国管理官署（当該地方入国管理官署に特別審理官が置かれていない場合は、当該地方入国管理官署を管轄する直近上級の地方入国管理官署）の特別審理官とする。

2 前項の特別審理官は、容疑者の便宜を考慮して、審査をした入国審査官の所属する地方入国管理官署の職員に口頭審理の請求を受けさせることができる。この場合において、法第48条第1項の適用については、当該職員に対して口頭審理の請求がされたときに、当該特別審理官に対する請求があったものとみなす。

3 第1項の特別審理官又は前項の職員は、容疑者から口頭審理の請求を受けたときは、当該職員が審査をした入国審査官である場合を除き、速やかに、その旨を審査をした入国審査官に通知しなければならない。

4 審査をした入国審査官は、容疑者から口頭審理の請求を受け又は前項の通知を受けたときは、当該審査に係る事件の配分をした首席審査官に対し、速やかに審査調書その他の関係書類を提出しなければならない。

5 前項の首席審査官は、同項の規定により提出された審査調書その他の関係書類を、組織規則第7条第1項第16号の事務をもつかさどる場合を除き、同号の事務をつかさどる首席審査官に送付しなければならない。

### (代理人)

**第19条** 特別審理官は、口頭審理に代理人が出頭したときは、委任状その他の書面により、代理権を有する者であることを確認しなければならない。

2 特別審理官は、口頭審理調書を作成する場合において、代理人がいるときは、第8条第4項の規定により容疑者に署名をさせるときに、当該代理人にも署名をさせるものとする。

### (立会人)

**第20条** 特別審理官は、容疑者が口頭審理に親族又は知人の立会を申し出た場

合において、口頭審理に支障がないと認めるときは、その1人の立会を許可することができる。

- 2 特別審理官は、口頭審理調書を作成する場合において、立会人がいるときは、第8条第4項の規定により容疑者に署名をさせるときに、当該立会人にも署名をさせるものとする。

### (証人尋問の申出)

**第21条** 特別審理官は、容疑者又は代理人が証人尋問を申し出たときは、その者に対し、当該証人尋問による立証事実について説明を求め、証人の住所、氏名及び容疑者との関係を明らかにさせた上、当該証人尋問を行うかどうかを決定するものとする。この場合において、特別審理官は、当該立証事実が判定に影響し又は在留特別許可に当たり考慮されるべき重要な事情であるかどうかを勘案し、当該証人尋問を行う必要がないと認めるときは、その申出を却下するものとする。

- 2 特別審理官は、前項の申出があったときは、その旨、申出に係る立証事実、申出の採否及び申出を却下した場合は、その理由を口頭審理調書に記載しなければならない。

### (証人の出頭要求)

**第22条** 特別審理官は、口頭審理に出席している者については、法第48条第5項において準用する法第10条第5項の規定による証人の出頭を求めることなく、その承諾を得て、証人として尋問することができる。この場合においては、特別審理官は、その経緯を別記第10号様式による証人尋問調書に記載するものとする。

- 2 特別審理官は、法第48条第5項において準用する法第10条第5項の規定により出頭を命じた証人が出頭に応じないときは、その理由を調査し、相当と認めるときは、改めて日時及び場所を指定してその出頭を命じるものとする。

### (証人尋問)

**第23条** 特別審理官は、証人尋問に当たり、証人に対し、法第75条の規定に

より、正当な理由がなくて証人が宣誓若しくは証言を拒み又は虚偽の証言をした場合には処罰の対象とされることを告げなければならない。

- 2 特別審理官は、証人に別記第11号様式による宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。当該証人が宣誓書を朗読することができないときは、自らこれを代読して、署名押印させるものとする。
- 3 特別審理官は、証人を尋問したときは、証人尋問調書を作成するものとし、証人尋問が終了したときは、これを当該証人に閲覧させ（通訳を介して証人尋問を行った場合を除く。）、又は読み聞かせて、誤りがない旨を申し立てたときは、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。
- 4 第9条第2項の規定は通訳を介して証人尋問を行った場合に、第19条第2項及び第20条第2項の規定は証人尋問調書を作成する場合に、それぞれ準用する。

#### **（口頭審理請求の取下げ）**

- 第24条** 特別審理官は、判定をする前に、容疑者が口頭審理の請求を取り下げたい旨を申し出たときは、当該容疑者に別記第12号様式による口頭審理請求取下書に署名をさせるとともに、直ちに主任審査官に報告しなければならない。
- 2 主任審査官は、前項の報告を受けたときは、速やかに退去強制令書を発付しなければならない。

#### **（判定に伴う措置）**

- 第25条** 特別審理官は、口頭審理を終了したときは、速やかに判定をしなければならない。
- 2 特別審理官は、容疑者に対し法第48条第8項の通知をするに当たっては、判定の理由である事実の要旨を告げ、判定に服した場合の法律上の効果を説明し、判定に異議があるときは、当該通知を受けた日から3日以内に法務大臣に対して異議の申出をすることができる旨を知らせなければならない。

#### **（異議の申出の放棄等）**

- 第26条** 特別審理官は、前条第2項の通知をした場合において、容疑者が判定

に服する旨を申し立てたときは、それに伴う法律上の効果を理解して意思を表示したものであることを確認した上、その旨を口頭審理調書に記載するとともに、直ちに主任審査官に報告しなければならない。

- 2 主任審査官は、前項の報告を受けたときは、特別審理官をして、容疑者に規則別記第59号様式による異議申出放棄書に署名をさせなければならない。
- 3 主任審査官は、容疑者が前項の異議申出放棄書に署名をしたとき又は前条第2項の通知を受けた日から3日以内に異議の申出をしなかったときは、速やかに退去強制令書を発付しなければならない。

### (異議の申出)

- 第27条** 法第49条第1項に規定する主任審査官は、口頭審理をした特別審理官の所属する地方入国管理官署（当該地方入国管理官署に主任審査官が置かれていない場合は、当該地方入国管理官署を管轄する直近上級の地方入国管理官署）の主任審査官とする。
- 2 前項の主任審査官は、容疑者から規則別記第60号様式による異議申出書及び規則第42条各号の一に該当する不服の理由を示す資料（以下「異議申出書等」という。）を受領したときは、速やかにその旨を口頭審理をした特別審理官に通知しなければならない。
  - 3 第1項の主任審査官は、容疑者の便宜を考慮して、口頭審理をした特別審理官の所属する地方入国管理官署の職員に異議申出書等を受領させることができる。この場合において、法第49条第1項の適用については、当該職員に対して異議申出書等が提出されたときに、当該主任審査官に対する提出があったものとみなす。
  - 4 前項の規定により異議申出書等を受領した職員は、当該職員が口頭審理をした特別審理官である場合を除き、速やかに、これを口頭審理をした特別審理官に送付しなければならない。
  - 5 口頭審理をした特別審理官は、容疑者から異議申出書等を受領し又は前項の送付を受けたときは、速やかに第1項の主任審査官に対し、別記第13号様式による異議申出書類送付書をもって、これを口頭審理調書その他の関係書類とともに送付しなければならない。第2項の通知を受けたときも、異議申出書等

- 6 主任審査官は、前項の送付を受けたときは、速やかに異議申出書等及び口頭審理調書その他の関係書類を法務大臣又は所属の地方入国管理局の長に送付しなければならない。

### (事実の調査)

**第27条の2** 事実の調査は、主任審査官又は主任審査官が指名する1人若しくは2人以上の入国審査官が行うこととする。

- 2 入国審査官は、前項の調査において、容疑者その他関係人から事情を聴取した場合に、必要と認めるときは、別記第4号様式による供述調書を作成するものとする。

### (異議の申出の取下げ)

**第28条** 主任審査官は、法務大臣又は地方入国管理局の長から裁決結果の通知を受ける前に、容疑者が異議の申出を取り下げたい旨を申し出たときは、入国審査官等をして、当該容疑者に別記第12号様式による異議申出取下書に署名をさせ、速やかに退去強制令書を発付するものとする。

### (出国命令書の交付)

**第29条** 主任審査官は、法第55条の3第2項の規定により出国命令書を作成した場合には、入国審査官を介して当該容疑者に交付するものとする。

### (収容令書の発付)

**第30条** 主任審査官は、法第39条第2項に規定する入国警備官の請求があった場合で、容疑者が退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、収容令書を発付しなければならない。

- 2 主任審査官は、法第43条第2項に規定する入国警備官の請求があった場合で、入国警備官が収容令書の発付を待っていては逃亡のおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があり、容疑者が退去強制事由に明らかに該当すると認めるときは、収容令書を発付しなければならない。

**(収容令書の有効期間)**

**第31条** 収容令書の有効期間は、10日とする。ただし、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、10日を超える有効期間を指定することができる。

**(収容期間の延長)**

**第32条** 入国審査官等は、審査等に当たり法第41条第1項ただし書きにより収容令書によって収容することができる期間（以下「収容期間」という。）を延長するやむを得ない事由があると思料するときは、別記第15号様式による収容期間延長請求書にその事由を証する資料及び収容令書を添えて、主任審査官に対し収容期間の延長を請求しなければならない。

2 主任審査官は、前項の請求があった場合で、収容期間を延長するやむを得ない事由があると認めるときは、収容期間の延長をするものとする。

3 主任審査官は、収容期間を延長するときは、延長した期間を収容令書に記載し、第1項の請求をした入国審査官等に交付するものとする。この場合において、当該入国審査官等は、入国警備官を通じて、当該収容令書を速やかに容疑者に示さなければならない。

日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Japanese Government

No.  
年月日  
Date

審査期日通知書  
NOTICE OF EXAMINATION

殿

To:

1 国 籍  
Nationality \_\_\_\_\_

2 氏 名  
Name \_\_\_\_\_ 男 Male  
女 Female

3 生年月日  
Date of Birth \_\_\_\_\_  
Last First Middle  
年 月 日  
Year Month Day

4 居住地  
Present Address in Japan \_\_\_\_\_

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件  
に関し、次のとおり審査を行うので、通知します。

You are hereby notified that the examination of your case, on charge of coming under the provisions  
of Article 24 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, will be held as follows :

(1) 審査期日  
Date of Examination \_\_\_\_\_  
年 月 日  
Year Month Day

(2) 場所  
Place of Examination 入国管理局 支局・出張所  
Immigration Bureau District Immigration Office · Branch Office

法務省 入国管理局 支局・出張所  
Ministry of Justice Immigration Bureau District Immigration Office · Branch Office

入国審査官  
Immigration Inspector

署 名  
Signature

備 考  
Remarks

ア 審査において、あなたは証拠を提出することができます。  
You may, in the course of the examination, produce evidence.

イ 仮放免中で正当な理由がなく出頭しないときは、仮放免を取り消すことがあります。  
Provisional release may be revoked, if you fail to appear at a summons without justifiable  
reason while you are accorded provisional release.

**審 査 問 書**

(件名) 出入国管理及び難民認定法第24条第 号 該当容疑事件	
国(本)籍	
居住地	
職業	
こと	
容 疑 者	(男・女)
年 月 日生(当 歳)	
上記の者に対する頭書容疑事件につき、 年 月 日	
において、入国審査官 は、容疑者に対し	
通訳人 を介して 語により次のとおり審査した。	



<b>口頭審理調書</b>	
(件名)	出入国管理及び難民認定法第24条第 号 該当
国(本)籍	
居住地	
職業	
こと	
容疑者	(男・女)
年 月 日生(当 歳)	
上記の者に対する頭書容疑事件につき, 年 月 日	
において, 特別審理官 は, 容疑者の	
口頭審理の請求に基づき, 代理人及び立会人が出席して, 通訳人	
を介して 語により次のとおり口頭審理を行った。	







<b>供 述 調 書</b>	
国（本）籍	
居 住 地	
職 業	
こ と	
氏 名	（男・女）
年 月 日生（当 歳）	
容疑者	に係る出入国管理及び難民認定法第24条
第 号	該当容疑事件につき，入国審査官（特別審理官）
は，	年 月 日 において，
上記の者に対し，通訳人	を介して 語
により事情を聴取したところ，上記の者は任意次のおり供述した。	



# 領 置 調 書

年 月 日

入国管理局

特別審理官 印

入国審査官 印

容疑者 \_\_\_\_\_ に係る出入国管理及び難民認定法第24条  
 該当容疑事件に関し、本職は、平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
 において次の者が任意に提出した下記目録の物件を領置した。

提出者の住所  
 及び署名（又  
 は記名）印

下記の物件を任意に提出します。

I will voluntarily present the following items to be retained.

住所 Present Address

氏名 Name

印  
 Seal

## 目 録

L I S T

番号 No.	品 名 Items	数 量 Quantity	所有者住所・氏名 Present Address and Name of Possessor	備 考 Remarks

# 領 置 物 件 目 録 書

## LIST OF RETAINED ARTICLES

年 月 日

Date

殿

To:

法務省

Ministry of Justice

支局

District Immigration Office

入国管理局

Immigration Bureau

出張所

Branch Office

特別審理官

Special Inquiry Officer

入国審査官

Immigration Inspector

印

Seal

印

Seal

容疑者 〃 に係る出入国管理及び難民認定法第47条、48条、55条の2の規定に基づく審査、口頭審理に関し、平成 年 月 日、 において下記の物件を領置したので、この目録を交付します。

This list of the retained articles is hereby delivered because the following items are retained at \_\_\_\_\_ on \_\_\_\_\_, concerning the examination/hearing of the suspect, Mr./Ms. \_\_\_\_\_, provided for in Article 47/48/55-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

# 目 録

## LIST

番号 No.	品 名 Items	数 量 Quantity	所有者住所・氏名 Present Address and Name of Possessor	備 考 Remarks

注 意	目録欄不足のときは、裏面に追記すること。
--------	----------------------

日本国政府法務省  
Ministry of Justice  
Japanese Government

年 月 日  
Date:

## 領置物件還付請書

RECEIPT OF RETAINED ARTICLES

法務省  
To: Ministry of Justice

入国管理局  
Immigration Bureau

支局  
District Immigration Office

出張所  
Branch Office

主任審査官 殿  
To: Supervising Immigration Inspector  
特別審理官 殿  
To: Special Inquiry Officer  
入国審査官 殿  
To: Immigration Inspector

容疑者 \_\_\_\_\_ 退去強制手続 \_\_\_\_\_ に関  
に係る退去強制手続 出国命令手続 関  
し、下記領置物件の還付を受け、正に受領しました。

I have duly received the following articles which were retained during the procedures for deportation (the procedures for departure order) wherein the suspect, Mr./Ms. \_\_\_\_\_, is or was involved.

	品 名 (Items)	数 量 (Quantity)
1		
2		
3		
4		
5		

住 所 \_\_\_\_\_  
Present Address

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
Name in full

Signature

Seal

日本国政府法務省  
 Ministry of Justice  
 Japanese Government

年 月 日  
 Date

所有権放棄書  
 WAIVER

法務省  
 To: Ministry of Justice

入国管理局  
 Immigration Bureau

支局  
 District Immigration Office

出張所  
 Branch Office

主任審査官 殿  
 To: Supervising Immigration Inspector  
 特別審査官 殿  
 To: Special Inquiry Officer  
 入国審査官 殿  
 To: Immigration Inspector

住 所  
 Address  
 氏 名  
 Name

印  
 Seal

領置中の下記物件の所有権を放棄します。  
 I hereby waive my proprietary rights of following articles which were retained.

目 録  
 LIST

番号 No.	品 名 Items	数量 Quantity	差 出 人 Possessor	備 考 Remarks

管 第 号  
平成 年 月 日

地方検察庁 検察官 殿

入国管理局  
入国審査官

## 告 発 書

国（本）籍

居 住 地

身柄の所在

職 業

容疑者氏名

（男・女）

年 月 日生（ 歳）

上記の者に対する出入国管理及び難民認定法第45条による審査に当たり、容疑者が下記の罪を犯したと信ずるに足りる相当の理由があるので、同法第63条第3項の規定により、告発します。

### 記

1 罪 名

2 適 条

3 犯罪事実

4 被疑者が罪を犯したと信ずるに足りる根拠資料

<b>証人尋問調書</b>	
(件名)	出入国管理及び難民認定法第24条第 号 該当容疑事件
国(本)籍	
居住地	
職業	
こと	
容疑者	(男・女)
年 月 日生(当 歳)	
上記の者に対する頭書容疑事件につき,	年 月 日
において, 特別審理官	は, 出入国
管理及び難民認定法第48条第5項において準用する同法第10条第5項の規定に	
基づき, 容疑者・代理人の請求・職権により出頭を命じた証人(又は口頭審理の出	
席者でその承諾を得た証人)	に対し, 通訳人
を介して	語により, 同法第75条に規定する偽証等の処罰を告げ
違反審判規程別記第11号様式による宣誓書により宣誓をさせた上, 容疑者, 代理	
人及び立会人の面前において, 次のとおり証言を求めた。	



(注意)  
本書は証人尋問調書又は口頭審  
理調書に編てつすること。

日本国政府法務省  
Ministry of Justice,  
Japanese Government

平成 年 月 日  
Date:

宣 誓 書  
O A T H

私は、容疑者 \_\_\_\_\_ に係る出入  
国管理及び難民認定法第48条の規定に基づく口頭審  
理に当たり、証人として、良心に従って真実を述べ、  
何事も隠さないこと及び何事も付け加えないことを誓  
います。

I hereby swear as a witness that I depose in accordance with the  
dictates of my conscience the whole truth, concealing or adding  
nothing in the hearing, in the case of the suspect, Mr./Ms. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, provided for in Article 48 of the Immigration  
Control and Refugee Recognition Act.

1 国籍及び居住地 (Nationality and place of residence of witness)

(1) 国 籍

Nationality

(2) 居住地

Place of residence

2 生年月日及び年齢 (Date of birth and age of witness)

年	月	日生	歳
Year	Month	Day	Age

証 人

Witness \_\_\_\_\_ (署名 印)

(Signature and seal)

日本国政府法務省 Ministry of Justice, Japanese Government

番号

No.

年 月 日

Date

口頭審理請求 取下書  
異議申出

REQUEST OF HEARING  
WITHDRAWAL OF  
FILING OF OBJECTION

法務省  
To: Ministry of Justice

入国管理局  
Immigration Bureau

支局  
District Immigration Office

出張所  
Branch Office

主任審査官 殿  
To: Supervising Immigration Inspector

特別審理官 殿  
To: Special Inquiry Officer

入国審査官 殿  
To: Immigration Inspector

認定, 判定に服し, 口頭審理の請求・異議の申出を取り下げます

I hereby agree with the findings of the Immigration Inspector/Special Inquiry Officer and withdraw my request of hearing/filing of objection.

理 由  
(Reason)

容疑者

Name

署名 Signature

別記第13号様式（規程第27条関係）

年 月 日

## 異議申出書類送付書

入国管理局

主任審査官

殿

同 局

特別審理官

（収容・仮放免・在監）中

適 条 出入国管理及び難民認定法第24条第 号 該当

国 籍

氏 名

（男・女） 年 月 日生（当 歳）

上記の者に対する頭書該当容疑事件に関し、平成 年 月 日  
本職のした判定につき、 月 日上記の者は異議申出書及び関係書類を別添  
のとおり差し出したので、事件記録及び証拠物とともに送付する。

おって、異議申出書類を取り調べたところ、認定要旨及び情状に関し、下記のとおり、重要な事実又は証拠があると思料されるので、意見を付し報告する。

記

別記第15号様式（規程第32条関係）

年 月 日

## 収容期間延長請求書

入国管理局  
主任審査官

殿

入国管理局

容疑者

(男・女)

年 月 日生 ( 歳)

上記容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条第 号  
該当容疑事件について、下記のとおり収容期間の延長を請求します。

収容令書 請求年月日	年 月 日
収容令書 発付年月日	年 月 日
収容令書番号	
収容場所	
収容期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
延長請求期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
請求の理由	



# 違反審判規程

法務省入国管理局



第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	管轄及び移管	2
第4条	事件の配分	3
第5条	審査等の期日	4
第6条	審査等の併合	4
第7条	必要な調査	4
第8条	審査等に関する調書等	5
第9条	外国語の使用等	5
第10条	入国警備官に対する協力依頼	6
第11条	審査等の指揮	6
第12条	証拠資料の取調べ	6
第13条	証拠資料の取調べの申出	6
第14条	証拠資料の領置及び還付	7
第15条	退去強制対象者の該当性の認定に伴う措置	8
第16条	口頭審理請求の放棄等	8
第17条	入国審査官の告発	8
第18条	口頭審理の請求等	9
第19条	代理人	9
第20条	立会人	9
第21条	証人尋問の申出	10
第22条	証人の出頭要求	10
第23条	証人尋問	10
第24条	口頭審理請求の取下げ	11
第25条	判定に伴う措置	11
第26条	異議の申出の放棄等	11
第27条	異議の申出	12
第27条の2	事実の調査	13
第28条	異議の申出の取下げ	13
第29条	出国命令書の交付	13

第30条 收容令書の発付	13
第31条 收容令書の有効期間	14
第32条 收容期間の延長	14

## 別記様式

別記第1号様式 審査期日通知書	15
別記第2号様式 審査調書	16
別記第2号様式の2	17
別記第3号様式 口頭審理調書	18
別記第3号様式の2	19
別記第3号様式の4 別紙目録(甲) 口頭審理期日において調べた証拠資料	20
別記第3号様式の5 別紙目録(乙) 口頭審理期日において調べた証拠物	21
別記第4号様式 供述調書	22
別記第4号様式の2	23
別記第5号様式 領置調書	24
別記第6号様式 領置物件目録書	25
別記第7号様式 領置物件還付請求書	26
別記第8号様式 所有権放棄書	27
別記第9号様式 告発書	28
別記第10号様式 証人尋問調書	29
別記第10号様式の2	30
別記第11号様式 宣誓書	31
別記第12号様式 口頭審理請求・異議申出取下書	32
別記第13号様式 異議申出書類送付書	33
別記第15号様式 收容期間延長請求書	35

## 違反審判規程

平成18年6月13日施行

### (目的)

**第1条** この規程は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「規則」という。）に規定する退去強制手続及び出国命令手続に関する入国審査官，特別審理官及び主任審査官の職務の執行について，その適正を期することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 退去強制事由 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者にあつては同法第9条第1項各号に規定する事由，その他の外国人にあつては法第24条各号に規定する事由（法附則第4項により同条第1号に該当するとみなされる場合を含む。）及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）附則第4項により従前の例によることとされている旧外国人登録令（昭和22年勅令第207号）第16条第1項各号に規定する事由をいう。
- (2) 容疑者 退去強制事由に該当すると思料される外国人をいう。
- (3) 退去強制対象者 法第24条各号のいずれかに該当し，かつ，出国命令対象者に該当しない外国人をいう。
- (4) 出国命令対象者 法第24条第2号の3，第4号ロ又は第6号から第7号までのいずれかに該当する外国人で法第24条の3各号のいずれにも該当するものをいう。
- (5) 事件 容疑者に係る違反事件をいう。
- (6) 証拠資料 退去強制対象者及び出国命令対象者の該当性を判断する根拠となる資料をいう。
- (7) 違反調査 法第5章第1節に規定する違反調査をいう。

- (8) 引渡し 法第44条に規定する引渡しをいう。
- (9) 法第55条の2の規定による引継ぎ 法第55条の2第1項に規定する引継ぎをいう。
- (10) 法第63条の規定による引継ぎ 法第63条第1項に規定する違反調査の結果、容疑者が法第24条各号の一に該当すると疑うに足りる理由があるときに、入国警備官から入国審査官に事件を移行する手続をいう。
- (11) 審査 法第45条及び法第55条の2第2項に規定する審査をいう。
- (12) 認定 法第47条第1項から第3項までに規定する認定をいう。
- (13) 口頭審理 法第48条に規定する口頭審理をいう。
- (14) 代理人 法第48条第5項において準用する法第10条第3項に規定する代理人をいう。
- (15) 立会人 法第48条第5項において準用する法第10条第4項の規定に基づき口頭審理に立ち会う者をいう。
- (16) 審問 入国審査官が審査において容疑者に対して、特別審理官が口頭審理において容疑者又は代理人に対して、それぞれ行う聴聞をいう。
- (17) 証人尋問 法第48条第5項において準用する法第10条第5項の規定に基づき証人に対して行う尋問をいう。
- (18) 判定 法第48条第6項から第8項までに規定する判定をいう。
- (19) 異議の申出 法第49条に規定する異議の申出をいう。
- (20) 地方入国管理局等 地方入国管理局及び地方入国管理局の支局をいう。
- (21) 事実の調査 法第59条の2に規定する事実の調査のうち、法第50条第1項に係るものをいう。

### (管轄及び移管)

**第3条** 審査又は口頭審理（以下「審査等」という。）は、容疑者の引渡し、法第55条の2の規定による引継ぎ又は法第63条の規定による引継ぎを受けた場合の違反調査をした入国警備官が所属する地方入国管理局等に所属する入国審査官又は特別審理官（以下「入国審査官等」という。）が行うものとする。

2 地方入国管理局等の長は、容疑者の居住地又は現在地の変更その他の事情を勘案して適当と認めるときは、審査等に係る事件を容疑者若しくは第6条に規

る他の地方入国管理局等に移管することができる。この場合においては、当該移管を受けた地方入国管理局等に所属する入国審査官等が、以後の審査等を行うものとする。

- 3 地方入国管理局等の長は、容疑者の居住地又は現所在地を考慮して適当であると認めるときは、当該地方入国管理局等の出張所に所属する入国審査官等に、審査等を行わせることができる。

### (事件の配分)

**第4条** 法第44条、法第55条の2第1項又は法第63条に規定する入国審査官は、地方入国管理局組織規則（平成13年法務省令第13号。以下「組織規則」という。）第7条第1項第13号及び第15号の2の事務をつかさどる首席審査官（前条第3項の場合にあっては、当該出張所の長。以下同じ。）とする。

- 2 前項の首席審査官は、休日その他自ら容疑者の引渡しを受けることができないときは、他の入国審査官に当該引渡しを受けさせることができる。この場合において、法第44条の適用については、当該入国審査官に容疑者の引渡しがなされたときに、前項の首席審査官に対する引渡しがあったものとみなす。

- 3 第1項の首席審査官は、容疑者の引渡し、法第55条の2の規定による引継ぎ若しくは法第63条の規定による引継ぎを受けたとき又は前条第2項の規定により審査に係る事件の移管を受けたときは、入国審査官に事件を配分しなければならない。

- 4 組織規則第7条第1項第16号の事務をつかさどる首席審査官は、口頭審理の請求があったとき又は前条第2項の規定により口頭審理に係る事件の移管を受けたときは、特別審理官に事件を配分しなければならない。

- 5 第1項又は前項の首席審査官は、前2項の規定により事件の配分を受けた入国審査官等が事故その他やむを得ない事由により当該事件の審査等を終結することができなくなったときは、直ちに当該事件を新たな入国審査官等に配分して当該事件の審査等を引き継がせなければならない。

**(審査等の期日)**

- 第5条** 入国審査官等は、前条第3項から第5項までの規定により事件の配分を受けたときは、速やかに審査等を行わなければならない。ただし、第3条第2項の規定による移管がなされることその他の理由により速やかに審査等を行うことができない場合は、この限りでない。
- 2 入国審査官等は、前項ただし書きの場合は、当該理由がなくなった後、速やかに容疑者に対し、別記第1号様式による審査期日通知書又は規則別記第56号様式による口頭審理期日通知書により、審査等の日時及び場所を通知しなければならない。
- 3 入国審査官等は、審査等を行った日においてこれを終結することができない場合は、前条の規定による移管がなされるときを除き、容疑者に対し、審査期日通知書又は口頭審理期日通知書により、次回の審査等の日時及び場所を通知しなければならない。

**(審査等の併合)**

- 第6条** 入国審査官等は、複数の容疑者が夫婦、親子、兄弟姉妹等の親族関係、後見関係若しくは内縁等実質的に生活を共同にする関係にある場合又は同一団体の構成員である場合（以下「関連容疑者」という。）において、適当と認めるときは、当該関連容疑者につき併合して審査等を行うことができる。
- 2 入国審査官等は、関連容疑者につき併合して審査等を行う場合は、審問、証人尋問及び次条に規定する調査（以下「証拠調べ」という。）を共通にすることができる。

**(必要な調査)**

- 第7条** 入国審査官等は、容疑者が退去強制対象者若しくは出国命令対象者に該当しているかどうかを判断するため又は情状についての資料を得るため必要がある場合は、容疑者又は代理人以外の者から事情を聴取し（以下「事情聴取」という。）、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、証拠資料の翻訳又は鑑識を依頼し、その他の必要な調査を行うことができる。

**(審査等に関する調書等)**

- 第8条** 法第45条第2項又は法第55条の2第2項の審査に関する調書は別記第2号様式又は口頭審理の請求の有無その他の事情を勘案して別に定める様式による審査調書により、法第48条第4項の口頭審理に関する調書は別記第3号様式による口頭審理調書によりそれぞれ作成するものとする。
- 2 入国審査官等は、関連容疑者につき併合して審査等を行ったときはその旨及び入国審査官等が適当と認めて、容疑者の供述に代えて陳述書等の提出を許したときはその経緯を審査調書又は口頭審理調書（以下「審査調書等」という。）に記載するものとする。
  - 3 入国審査官等は、事情聴取において必要と認めるときは、別記第4号様式による供述調書を作成するものとする。
  - 4 入国審査官等は、審査調書等又は供述調書を作成したときは、供述した者にこれを閲覧させ（次条の規定により外国語を使用し又は通訳を介して口頭審理を行った場合を除く。）、又は読み聞かせて、誤りがない旨を申し立てたときは、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。

**(外国語の使用等)**

- 第9条** 入国審査官等は、審査等において適当と認めるときは、外国語を使用することができる。この場合においては、その旨を審問においては審査調書等に、事情聴取においては供述調書に、それぞれ記載するとともに、前条第4項の規定によりこれらを読み聞かせるに当たっては、当該外国語を使用しなければならない。
- 2 入国審査官等は、審査等において適当と認めるときは、通訳を介してこれを行うことができる。この場合においては、その旨を審問においては審査調書等に、事情聴取においては供述調書に、それぞれ記載するとともに、前条第4項の規定によるこれらの読み聞かせは通訳を介して行うものとし、供述した者が誤りがない旨を申し立てたときは、当該通訳にもこれらに署名をさせるものとする。
  - 3 入国審査官等は、証拠資料たる書面を翻訳させた場合は、翻訳者をして翻訳文に署名をさせるものとする。

### (入国警備官に対する協力依頼)

**第10条** 入国審査官等は、審査等の遂行上必要があるときは、入国警備官に調査その他の協力を求めることができる。

### (審査等の指揮)

**第11条** 入国審査官等は、審査等に当たっては、証拠調べの手続が円滑に行えるよう、事務を整理するとともに、審査においては容疑者、口頭審理においてはこれに出席している者に対して、適切な指示をするものとする。

2 特別審理官は、口頭審理に出席している者（容疑者及び代理人を除く。）が前項の指示に従わないときその他口頭審理の適切な遂行の妨げになると認めるときは、その者に退出を命じることができる。

### (証拠資料の取調べ)

**第12条** 入国審査官等は、証拠資料の取調べを行うときは、書面についてはこれを容疑者に閲覧させ、読み聞かせ又はその要旨を告げ、証拠物についてはこれを容疑者に示すとともに、当該証拠物の記載内容が証拠となるものであるときは、その要旨をも告げるものとする。

2 入国審査官等は、証拠資料の取調べをしたときは、その都度、容疑者に対し、意見があるかどうかを確認し、当該容疑者が意見を述べたときは、これを審査調書等に記載するものとする。

### (証拠資料の取調べの申出)

**第13条** 入国審査官等は、審査においては容疑者、口頭審理においては容疑者又はその代理人が証拠資料の取調べを申し出たときは、その者に対し、当該証拠資料により明らかにしようとする事実（以下「立証事実」という。）について説明を求め、当該証拠資料の取調べを行うかどうかを決定するものとする。この場合において、入国審査官等は、当該立証事実が認定若しくは判定に影響し又は法第50条第1項の許可（以下「在留特別許可」という。）に当たり考慮されるべき重要な事情であるかどうかを勘案し、当該証拠資料の取調べを行

- 2 入国審査官等は、前項の申出があったときは、その旨、申出に係る立証事実、申出の採否及び申出を却下した場合は、その理由を審査調書等に記載しなければならない。

### (証拠資料の領置及び還付)

**第14条** 入国審査官等は、容疑者その他の者が任意に提出した証拠資料を領置することができる。この場合においては、別記第5号様式による領置調書を作成するとともに、別記第6号様式による領置物件目録書を作成してこれを提出者に交付しなければならない。

- 2 入国審査官等は、押収又は領置された証拠資料について押収又は領置の必要がなくなったときは、速やかに、これを提出者に還付しなければならない。ただし、当該証拠資料の所有者が所有権を放棄した場合は、この限りでない。

- 3 入国審査官等は、法第47条第1項、同条第2項、法第48条第6項、同条第7項、法第49条第4項（法第50条第3項の場合を含む。）、同条第5項の規定により容疑者が放免された場合、若しくは法第47条第5項、法第48条第9項若しくは法第49条第6項の規定により退去強制令書が発付された場合、又は法第55条の3第1項の規定により出国命令書がなされた場合において、違反調査又は審査等の過程において押収又は領置された証拠資料で未だ還付されていないものがあるときは、速やかに、これを提出者に還付しなければならない。ただし、当該証拠資料の所有者が所有権を放棄した場合は、この限りでない。

- 4 入国審査官等は、前2項により証拠資料を還付する場合は、規則別記第47号様式による押収物件目録書又は領置物件目録書の提出を求めた上、規則別記第48号様式による押収物件還付請書又は別記第7号様式による領置物件還付請書を徴しなければならない。

- 5 入国審査官等は、証拠資料の所有者が所有権を放棄する場合は、押収物件目録書又は領置物件目録書の提出を求めた上、別記第8号様式による所有権放棄書を徴するものとし、所有権が放棄された証拠資料は、その所

属する地方入国管理局等又はその出張所（以下「地方入国管理官署」とい

う。)の長の承認を得て、これを処分することができる。

### (退去強制対象者の該当性の認定に伴う措置)

- 第15条** 入国審査官は、審査を終了したときは、速やかに認定をしなければならない。
- 2 入国審査官は、容疑者に対し法第47条第3項の通知をするに当たっては、認定の理由である事実の要旨を告げ、認定に服した場合の法律上の効果を説明し、認定に異議があるときは、当該通知を受けた日から3日以内に特別審理官に対して口頭審理の請求をすることができる旨を知らせなければならない。

### (口頭審理請求の放棄等)

- 第16条** 入国審査官は、前条第2項の通知をした場合において、容疑者が認定に服する旨を申し立てたときは、それに伴う法律上の効果を理解して意思を表示したものであることを確認した上、その旨を審査調書に記載するとともに、直ちに主任審査官に報告しなければならない。
- 2 主任審査官は、前項の報告を受けたときは、入国審査官をして、容疑者に規則別記第54号様式による口頭審理放棄書に署名をさせなければならない。
- 3 主任審査官は、容疑者が前項の口頭審理放棄書に署名をしたとき又は前条第2項の通知を受けた日から3日以内に口頭審理の請求をしなかったときは、速やかに退去強制令書を発付しなければならない。

### (入国審査官の告発)

- 第17条** 入国審査官は、法第63条第3項の規定により告発をする場合には、別記第9号様式による告発書に容疑者が罪を犯したと信ずるに足りる相当の理由があることを証する資料を添えて、所属する地方入国管理官署の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に対してこれをしなければならない。
- 2 前項の場合において、告発書に添付すべき資料が審査の遂行に欠くことのできないものであるときは、その旨を告発書に付記するとともに、当該資料に代え、その謄本、抄本若しくは写しを作成し又は写真を撮影して添付するものとする。

### (口頭審理の請求等)

**第18条** 法第48条第1項に規定する特別審理官は、審査をした入国審査官の所属する地方入国管理官署（当該地方入国管理官署に特別審理官が置かれていない場合は、当該地方入国管理官署を管轄する直近上級の地方入国管理官署）の特別審理官とする。

2 前項の特別審理官は、容疑者の便宜を考慮して、審査をした入国審査官の所属する地方入国管理官署の職員に口頭審理の請求を受けさせることができる。この場合において、法第48条第1項の適用については、当該職員に対して口頭審理の請求がされたときに、当該特別審理官に対する請求があったものとみなす。

3 第1項の特別審理官又は前項の職員は、容疑者から口頭審理の請求を受けたときは、当該職員が審査をした入国審査官である場合を除き、速やかに、その旨を審査をした入国審査官に通知しなければならない。

4 審査をした入国審査官は、容疑者から口頭審理の請求を受け又は前項の通知を受けたときは、当該審査に係る事件の配分をした首席審査官に対し、速やかに審査調書その他の関係書類を提出しなければならない。

5 前項の首席審査官は、同項の規定により提出された審査調書その他の関係書類を、組織規則第7条第1項第16号の事務をもつかさどる場合を除き、同号の事務をつかさどる首席審査官に送付しなければならない。

### (代理人)

**第19条** 特別審理官は、口頭審理に代理人が出頭したときは、委任状その他の書面により、代理権を有する者であることを確認しなければならない。

2 特別審理官は、口頭審理調書を作成する場合において、代理人がいるときは、第8条第4項の規定により容疑者に署名をさせるときに、当該代理人にも署名をさせるものとする。

### (立会人)

**第20条** 特別審理官は、容疑者が口頭審理に親族又は知人の立会を申し出た場

合において、口頭審理に支障がないと認めるときは、その1人の立会を許可することができる。

- 2 特別審理官は、口頭審理調書を作成する場合において、立会人がいるときは、第8条第4項の規定により容疑者に署名をさせるときに、当該立会人にも署名をさせるものとする。

### (証人尋問の申出)

**第21条** 特別審理官は、容疑者又は代理人が証人尋問を申し出たときは、その者に対し、当該証人尋問による立証事実について説明を求め、証人の住所、氏名及び容疑者との関係を明らかにさせた上、当該証人尋問を行うかどうかを決定するものとする。この場合において、特別審理官は、当該立証事実が判定に影響し又は在留特別許可に当たり考慮されるべき重要な事情であるかどうかを勘案し、当該証人尋問を行う必要がないと認めるときは、その申出を却下するものとする。

- 2 特別審理官は、前項の申出があったときは、その旨、申出に係る立証事実、申出の採否及び申出を却下した場合は、その理由を口頭審理調書に記載しなければならない。

### (証人の出頭要求)

**第22条** 特別審理官は、口頭審理に出席している者については、法第48条第5項において準用する法第10条第5項の規定による証人の出頭を求めることなく、その承諾を得て、証人として尋問することができる。この場合においては、特別審理官は、その経緯を別記第10号様式による証人尋問調書に記載するものとする。

- 2 特別審理官は、法第48条第5項において準用する法第10条第5項の規定により出頭を命じた証人が出頭に応じないときは、その理由を調査し、相当と認めるときは、改めて日時及び場所を指定してその出頭を命じるものとする。

### (証人尋問)

**第23条** 特別審理官は、証人尋問に当たり、証人に対し、法第75条の規定に

より、正当な理由がなくて証人が宣誓若しくは証言を拒み又は虚偽の証言をした場合には処罰の対象とされることを告げなければならない。

- 2 特別審理官は、証人に別記第11号様式による宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。当該証人が宣誓書を朗読することができないときは、自らこれを代読して、署名押印させるものとする。
- 3 特別審理官は、証人を尋問したときは、証人尋問調書を作成するものとし、証人尋問が終了したときは、これを当該証人に閲覧させ（通訳を介して証人尋問を行った場合を除く。）、又は読み聞かせて、誤りがない旨を申し立てたときは、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。
- 4 第9条第2項の規定は通訳を介して証人尋問を行った場合に、第19条第2項及び第20条第2項の規定は証人尋問調書を作成する場合に、それぞれ準用する。

#### （口頭審理請求の取下げ）

- 第24条** 特別審理官は、判定をする前に、容疑者が口頭審理の請求を取り下げたい旨を申し出たときは、当該容疑者に別記第12号様式による口頭審理請求取下書に署名をさせるとともに、直ちに主任審査官に報告しなければならない。
- 2 主任審査官は、前項の報告を受けたときは、速やかに退去強制令書を発付しなければならない。

#### （判定に伴う措置）

- 第25条** 特別審理官は、口頭審理を終了したときは、速やかに判定をしなければならない。
- 2 特別審理官は、容疑者に対し法第48条第8項の通知をするに当たっては、判定の理由である事実の要旨を告げ、判定に服した場合の法律上の効果を説明し、判定に異議があるときは、当該通知を受けた日から3日以内に法務大臣に対して異議の申出をすることができる旨を知らせなければならない。

#### （異議の申出の放棄等）

- 第26条** 特別審理官は、前条第2項の通知をした場合において、容疑者が判定

に服する旨を申し立てたときは、それに伴う法律上の効果を理解して意思を表示したものであることを確認した上、その旨を口頭審理調書に記載するとともに、直ちに主任審査官に報告しなければならない。

- 2 主任審査官は、前項の報告を受けたときは、特別審理官をして、容疑者に規則別記第59号様式による異議申出放棄書に署名をさせなければならない。
- 3 主任審査官は、容疑者が前項の異議申出放棄書に署名をしたとき又は前条第2項の通知を受けた日から3日以内に異議の申出をしなかったときは、速やかに退去強制令書を発付しなければならない。

### (異議の申出)

**第27条** 法第49条第1項に規定する主任審査官は、口頭審理をした特別審理官の所属する地方入国管理官署（当該地方入国管理官署に主任審査官が置かれていない場合は、当該地方入国管理官署を管轄する直近上級の地方入国管理官署）の主任審査官とする。

- 2 前項の主任審査官は、容疑者から規則別記第60号様式による異議申出書及び規則第42条各号の一に該当する不服の理由を示す資料（以下「異議申出書等」という。）を受領したときは、速やかにその旨を口頭審理をした特別審理官に通知しなければならない。
- 3 第1項の主任審査官は、容疑者の便宜を考慮して、口頭審理をした特別審理官の所属する地方入国管理官署の職員に異議申出書等を受領させることができる。この場合において、法第49条第1項の適用については、当該職員に対して異議申出書等が提出されたときに、当該主任審査官に対する提出があったものとみなす。
- 4 前項の規定により異議申出書等を受領した職員は、当該職員が口頭審理をした特別審理官である場合を除き、速やかに、これを口頭審理をした特別審理官に送付しなければならない。
- 5 口頭審理をした特別審理官は、容疑者から異議申出書等を受領し又は前項の送付を受けたときは、速やかに第1項の主任審査官に対し、別記第13号様式による異議申出書類送付書をもって、これを口頭審理調書その他の関係書類とともに送付しなければならない。第2項の通知を受けたときも、異議申出書等

- 6 主任審査官は、前項の送付を受けたときは、速やかに異議申出書等及び口頭審理調書その他の関係書類を法務大臣又は所属の地方入国管理局の長に送付しなければならない。

### (事実の調査)

**第27条の2** 事実の調査は、主任審査官又は主任審査官が指名する1人若しくは2人以上の入国審査官が行うこととする。

- 2 入国審査官は、前項の調査において、容疑者その他関係人から事情を聴取した場合に、必要と認めるときは、別記第4号様式による供述調書を作成するものとする。

### (異議の申出の取下げ)

**第28条** 主任審査官は、法務大臣又は地方入国管理局の長から裁決結果の通知を受ける前に、容疑者が異議の申出を取り下げたい旨を申し出たときは、入国審査官等をして、当該容疑者に別記第12号様式による異議申出取下書に署名をさせ、速やかに退去強制令書を発付するものとする。

### (出国命令書の交付)

**第29条** 主任審査官は、法第55条の3第2項の規定により出国命令書を作成した場合には、入国審査官を介して当該容疑者に交付するものとする。

### (収容令書の発付)

**第30条** 主任審査官は、法第39条第2項に規定する入国警備官の請求があった場合で、容疑者が退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、収容令書を発付しなければならない。

- 2 主任審査官は、法第43条第2項に規定する入国警備官の請求があった場合で、入国警備官が収容令書の発付を待っていては逃亡のおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があり、容疑者が退去強制事由に明らかに該当すると認めるときは、収容令書を発付しなければならない。

**(収容令書の有効期間)**

**第31条** 収容令書の有効期間は、10日とする。ただし、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、10日を超える有効期間を指定することができる。

**(収容期間の延長)**

**第32条** 入国審査官等は、審査等に当たり法第41条第1項ただし書きにより収容令書によって収容することができる期間（以下「収容期間」という。）を延長するやむを得ない事由があると思料するときは、別記第15号様式による収容期間延長請求書にその事由を証する資料及び収容令書を添えて、主任審査官に対し収容期間の延長を請求しなければならない。

2 主任審査官は、前項の請求があった場合で、収容期間を延長するやむを得ない事由があると認めるときは、収容期間の延長をするものとする。

3 主任審査官は、収容期間を延長するときは、延長した期間を収容令書に記載し、第1項の請求をした入国審査官等に交付するものとする。この場合において、当該入国審査官等は、入国警備官を通じて、当該収容令書を速やかに容疑者に示さなければならない。

日本国政府法務省  
Ministry of Justice, Japanese Government

No.  
年月日  
Date

審査期日通知書  
NOTICE OF EXAMINATION

殿

To:

- 1 国 籍  
Nationality \_\_\_\_\_
- 2 氏 名  
Name \_\_\_\_\_ 男 Male  
女 Female
- 3 生年月日  
Date of Birth \_\_\_\_\_  
Last First Middle  
年 月 日  
Year Month Day
- 4 居住地  
Present Address in Japan \_\_\_\_\_

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、次のとおり審査を行うので、通知します。

You are hereby notified that the examination of your case, on charge of coming under the provisions of Article 24 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, will be held as follows :

(1) 審査期日  
Date of Examination \_\_\_\_\_  
年 月 日  
Year Month Day

(2) 場所  
Place of Examination 入国管理局 支局・出張所  
Immigration Bureau District Immigration Office · Branch Office

法務省 入国管理局 支局・出張所  
Ministry of Justice Immigration Bureau District Immigration Office · Branch Office

入国審査官  
Immigration Inspector

署 名  
Signature

備 考  
Remarks

- ア 審査において、あなたは証拠を提出することができます。  
You may, in the course of the examination, produce evidence.
- イ 仮放免中で正当な理由がなく出頭しないときは、仮放免を取り消すことがあります。  
Provisional release may be revoked, if you fail to appear at a summons without justifiable reason while you are accorded provisional release.

<b>審 査 調 書</b>	
(件名)	出入国管理及び難民認定法第24条第 号 該当容疑事件
国(本)籍	
居住地	
職業	
こと	
容 疑 者	(男・女)
年 月 日生(当 歳)	
上記の者に対する頭書容疑事件につき,	年 月 日
において, 入国審査官 は, 容疑者に対し	
通訳人	を介して 語により次のとおり審査した。



<b>口 頭 審 理 調 書</b>	
（件名）	出入国管理及び難民認定法第24条第 号 該当
国（本）籍	
居 住 地	
職 業	
こと	
容疑者	（男・女）
	年 月 日生（当 歳）
上記の者に対する頭書容疑事件につき、 年 月 日	
において、特別審理官 は、容疑者の	
口頭審理の請求に基づき、代理人及び立会人が出席して、通訳人	
を介して 語により次のとおり口頭審理を行った。	







<b>供 述 期 書</b>	
国（本）籍	
居 住 地	
職 業	
こ と	
氏 名	（男・女）
年 月 日生（当 歳）	
容疑者	に係る出入国管理及び難民認定法第24条
第 号	該当容疑事件につき，入国審査官（特別審理官）
は，	年 月 日 において，
上記の者に対し，通訳人	を介して 語
により事情を聴取したところ，上記の者は任意次のおり供述した。	



# 領 置 調 書

年 月 日

入国管理局

特別審理官 印

入国審査官 印

容疑者 に係る出入国管理及び難民認定法第24条  
 該当容疑事件に関し、本職は、平成 年 月 日  
 において次の者が任意に提出した下記目録の物件を領置した。

提出者の住所  
及び署名（又  
は記名）印

下記の物件を任意に提出します。

I will voluntarily present the following items to be retained.

住所 Present Address

氏名 Name

印  
Seal

## 目 録

L I S T

番号 No.	品 名 Items	数量 Quantity	所有者住所・氏名 Present Address and Name of Possessor	備 考 Remarks

# 領 置 物 件 目 録 書

## LIST OF RETAINED ARTICLES

年 月 日

Date

殿

To:

法務省  
Ministry of Justice  
支局  
District Immigration Office

入国管理局  
Immigration Bureau  
出張所  
Branch Office

特別審理官

印

Special Inquiry Officer

Seal

入国審査官

印

Immigration Inspector

Seal

容疑者 〃 に係る出入国管理及び難民認定法第47条、48条、55条の2の規定に基づく審査、口頭審理に関し、平成 年 月 日、 において下記の物件を領置したので、この目録を交付します。

This list of the retained articles is hereby delivered because the following items are retained at \_\_\_\_\_ on \_\_\_\_\_, concerning the examination/hearing of the suspect, Mr./Ms. \_\_\_\_\_, provided for in Article 47/48/55-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

# 目 録

## LIST

番号 No.	品 名 Items	数 量 Quantity	所有者住所・氏名 Present Address and Name of Possessor	備 考 Remarks

注 目録欄不足のときは、裏面に追  
 意 記すること。

日本国政府法務省  
 Ministry of Justice  
 Japanese Government

年 月 日  
 Date:

## 領置物件還付請書

RECEIPT OF RETAINED ARTICLES

法務省  
 To: Ministry of Justice

入国管理局  
 Immigration Bureau

支局  
 District Immigration Office

出張所  
 Branch Office

主任審査官 殿  
 To: Supervising Immigration Inspector  
 特別審査官 殿  
 To: Special Inquiry Officer  
 入国審査官 殿  
 To: Immigration Inspector

退去強制手続  
 容疑者 に係る退去強制手続 出国命令手続 に関  
 し、下記領置物件の還付を受け、正に受領しました。

I have duly received the following articles which were retained during the procedures for deportation (the procedures for departure order) wherein the suspect, Mr./Ms. \_\_\_\_\_, is or was involved.

品 名 (Items)	数 量 (Quantity)
1	
2	
3	
4	
5	

住 所  
 Present Address \_\_\_\_\_

氏 名  
 Name in full \_\_\_\_\_

Signature

印  
 Seal

日本国政府法務省  
Ministry of Justice  
Japanese Government

年 月 日  
Date

所有権放棄書  
WAIVER

法務省  
To: Ministry of Justice

入国管理局  
Immigration Bureau

支局  
District Immigration Office

出張所  
Branch Office

主任審査官 殿  
To: Supervising Immigration Inspector  
特別審理官 殿  
To: Special Inquiry Officer  
入国審査官 殿  
To: Immigration Inspector

住 所  
Address  
氏 名  
Name

印  
Seal

領置中の下記物件の所有権を放棄します。  
I hereby waive my proprietary rights of following articles which were retained.

目 録  
LIST

番号 No.	品 名 Items	数量 Quantity	差 出 人 Possessor	備 考 Remarks

管 第 号  
平成 年 月 日

地方検察庁 検察官 殿

入国管理局  
入国審査官

## 告 発 書

国（本）籍

居 住 地

身柄の所在

職 業

容疑者氏名

（男・女）

年 月 日生（ 歳）

上記の者に対する出入国管理及び難民認定法第45条による審査に当たり、  
容疑者が下記の罪を犯したと信ずるに足りる相当の理由があるので、同法第  
63条第3項の規定により、告発します。

### 記

1 罪 名

2 適 条

3 犯罪事実

4 被疑者が罪を犯したと信ずるに足りる根拠資料

<b>証人尋問調書</b>	
(件名) 出入国管理及び難民認定法第24条第 号 該当容疑事件	
国(本)籍	
居住地	
職業	
こと	
容疑者	(男・女)
年 月 日生(当 歳)	
上記の者に対する頭書容疑事件につき, 年 月 日	
において, 特別審理官 は, 出入国	
管理及び難民認定法第48条第5項において準用する同法第10条第5項の規定に	
基づき, 容疑者・代理人の請求・職権により出頭を命じた証人(又は口頭審理の出	
席者でその承諾を得た証人) に対し, 通訳人	
を介して 語により, 同法第75条に規定する偽証等の処罰を告げ	
違反審判規程別記第11号様式による宣誓書により宣誓をさせた上, 容疑者, 代理	
人及び立会人の面前において, 次のとおり証言を求めた。	



(注意)  
本書は証人尋問調書又は口頭審  
理調書に編てつすること。

日本国政府法務省  
Ministry of Justice,  
Japanese Government

平成 年 月 日  
Date:

宣 誓 書  
O A T H

私は、容疑者 \_\_\_\_\_ に係る出入  
国管理及び難民認定法第48条の規定に基づく口頭審  
理に当たり、証人として、良心に従って真実を述べ、  
何事も隠さないこと及び何事も付け加えないことを誓  
います。

I hereby swear as a witness that I depose in accordance with the  
dictates of my conscience the whole truth, concealing or adding  
nothing in the hearing, in the case of the suspect, Mr./Ms. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, provided for in Article 48 of the Immigration  
Control and Refugee Recognition Act.

1 国籍及び居住地 (Nationality and place of residence of witness)

(1) 国 籍

Nationality

(2) 居住地

Place of residence

2 生年月日及び年齢 (Date of birth and age of witness)

年 月 日生 歳  
Year Month Day Age

証 人

Witness \_\_\_\_\_ (署名 印)

(Signature and seal)

日本国政府法務省 Ministry of Justice, Japanese Government

No.

年 月 日

Date

口頭審理請求 取下書  
異議申出

REQUEST OF HEARING  
WITHDRAWAL OF  
FILING OF OBJECTION

法務省  
To: Ministry of Justice

入国管理局  
Immigration Bureau

支局  
District Immigration Office

出張所  
Branch Office

主任審査官 殿  
To: Supervising Immigration Inspector  
特別審査官 殿  
To: Special Inquiry Officer  
入国審査官 殿  
To: Immigration Inspector

認定、判定に服し、口頭審理の請求・異議の申出を取り下げます  
I hereby agree with the findings of the Immigration Inspector/Special Inquiry Officer  
and withdraw my request of hearing/filing of objection.

理由  
(Reason)

容疑者  
Name \_\_\_\_\_

署名 Signature

別記第13号様式（規程第27条関係）

年 月 日

## 異議申出書類送付書

入国管理局

主任審査官

殿

同 局

特別審理官

（収容・仮放免・在監）中

適 条 出入国管理及び難民認定法第24条第 号 該当

国 籍

氏 名

（男・女） 年 月 日生（当 歳）

上記の者に対する頭書該当容疑事件に関し、平成 年 月 日  
本職のした判定につき、 月 日上記の者は異議申出書及び関係書類を別添  
のとおり差し出したので、事件記録及び証拠物とともに送付する。

おって、異議申出書類を取り調べたところ、認定要旨及び情状に関し、下記のとおり、重要な事実又は証拠があると思料されるので、意見を付し報告する。

記

## 別記第15号様式（規程第32条関係）

年 月 日

## 収容期間延長請求書

入国管理局

主任審査官

殿

入国管理局

容疑者

(男・女)

年 月 日生 ( 歳)

上記容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条第 号  
 該当容疑事件について、下記のとおり収容期間の延長を請求します。

収容令書 請求年月日	年 月 日
収容令書 発付年月日	年 月 日
収容令書番号	
収容場所	
収容期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
延長請求期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
請求の理由	

